

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (鳥獣対策課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件) (経営支援課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	3
○道路の供用開始 ()	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	4
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5
落札公告	
○落札者等の公告 (まんが・コンテンツ課)	5
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	5

告 示

高知県告示第416号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

- 安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
 - 4 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（事業管理責任者の変更）
 - 5 認定年月日
平成28年7月7日

高知県告示第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
 - (2) 届出者の住所
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ高知駅前店
高知市北本町二丁目1901番
 - (4) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
 - (5) 変更年月日
平成28年4月1日
 - (6) 変更理由
大規模小売店舗の設置者の代表者氏名変更のため
- 2 届出年月日
平成28年6月24日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称及び住所
 - ア 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
高知市知寄町二丁目1番37号
 - イ 株式会社フタガミ 代表取締役 二神 昌彦
南国市篠原108番地1
 - ウ 株式会社日産サティオ高知 代表取締役 山崎 広起
高知市知寄町二丁目1番37号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウン四万十
四万十市古津賀字岸の下1642番地ほか
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	中村 雄一	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社フタガミ	二神 昌彦	須崎市大間東町4番25号
株式会社日産サティオ高知	山崎 広起	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社コマドリ	宮内 久夫	高知市はりまや町一丁目5番8号

株式会社かもめ	中村 信輔	高知市旭町三丁目5番8号
株式会社青柳	和田 均	高知市大津乙1741番地
株式会社びーたーぱん	宮内 重延	高知市北御座66番地1
フラワーショップ双葉園	梅原 薫	中村市一条通二丁目63番2号
Cosmetic site C	国吉 康夫	中村市天神橋56番地
パラダイスパーン有限公司	西田 充一	土佐清水市大岐884番地23
有限会社ベル	尾崎 史則	中村市古津賀2366番地31

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社フタガミ	二神 昌彦	南国市篠原108番地1
株式会社日産サティオ高知	山崎 広起	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社コマドリ	宮内 久夫	高知市はりまや町一丁目5番8号
株式会社フラワーショップ双葉園	梅原 薫	四万十市一条通二丁目63番2号
Cosmetic site C	国吉 康夫	四万十市天神橋56番地

株式会社サニーフーズ	川崎 卓巳	高知市北御座9番11号
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社ラトゥール	大杉 裕美	高知市杉井流10番地1 2階
株式会社ツルハ	鶴羽 順	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社高知通信機	森本 道義	高知市鴨部高町16番地12

(4) 変更年月日

平成28年6月24日

(5) 変更理由

小売業者の入替え並びに小売業者の代表者の氏名及び住所の変更のため

2 届出年月日

平成28年6月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第419号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア 株式会社サニーマーケット 代表取締役 中村 彰宏
高知市知寄町二丁目1番37号

イ 株式会社フタガミ 代表取締役 二神 昌彦
南国市篠原108番地1

ウ 株式会社日産サティオ高知 代表取締役 山崎 広起
高知市知寄町二丁目1番37号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニータウン四万十
四万十市古津賀字岸の下1642番地ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社フタガミ	午前9時30分	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社フタガミ	午前8時	午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場1	午前7時から午前2時まで
駐車場2	午前7時から午後10時30分まで
駐車場3	午前9時から午後10時30分まで

(変更後)

駐車場1	午前7時30分から午後10時30分まで
駐車場2	午前8時30分から午後10時30分まで
駐車場3	午前7時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)

駐車場 1	4 箇所
駐車場 2	1 箇所
駐車場 3	1 箇所
合計	6 箇所

(変更後)

駐車場 1	5 箇所
駐車場 2	2 箇所
駐車場 3	3 箇所
合計	10箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

区分	時間帯
荷さばき施設 1	午前 7 時から午後10時30分まで
荷さばき施設 2	午前 9 時から午後10時30分まで

(変更後)

区分	時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後10時まで
荷さばき施設 2	

(4) 変更年月日

平成28年 6 月25日

(5) 変更理由

来客の利便性向上等のため

2 届出年月日

平成28年 6 月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大森字 中山171番14	前	10.8	208
		35.4	
	後	15.6	203
		88.0	

高知県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原 字市ノマタ1314番1		7.7	

から 宿毛市小筑紫町石原 字黒岩1867番1まで	前	31.9	219
	後	7.7	219
宿毛市小筑紫町石原 字市ノマタ1312番1 から 宿毛市小筑紫町石原 字黒岩1867番1まで	前	6.6	175
	後	7.0	175
宿毛市小筑紫町石原 字黒岩1867番1から 宿毛市小筑紫町石原 字黒岩1867番1地先 まで	前	17.6	72
	後	22.9	72
宿毛市小筑紫町石原 字黒岩1867番1	前	37.8	
	後	45.5	

高知県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		3.5	

高知市春野町秋山字水谷2298番1から高知市春野町秋山字水谷2295番1まで	前	7.1	80
	後	5.8 16.5	80

高知県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町石原字市ノマタ1312番1から宿毛市小筑紫町石原字黒岩1867番1まで	219	平成28年7月29日
宿毛市小筑紫町石原字黒岩1867番1	175	平成28年7月29日
宿毛市小筑紫町石原字黒岩1867番1	72	平成28年7月29日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年7月15日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28年5月28日	特定非営利活動法人ノアズアーク	中嶋 準	土佐清水市栄町1番16号	この法人は、高齢者や障害者及び子供に対して生きがい作りの推進を行うとともに、地域参加促進や生活支援、福祉の増進に関する事業を行い、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年7月15日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28年6月29日	特定非営利活動法人高知市こども劇場	手嶋 亜古	高知市北本町一丁目5番8号	この法人は高知市及びその近隣地域において、子どもたちのためのすぐれた舞台芸術の鑑賞活動や、創造表現をする・遊ぶ・自然と触れ合うなどの体験活動を推進することを通して、人とのかかわりの

				中で、自主性を育み、調和のとれた人格の発達を促し、子どもとおとなが豊かに育ち合える地域社会づくりに寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市町本村土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	鈴木 勢	香南市野市町本村 503番地 2
〃	國常 博久	〃 〃 1128番地
〃	西内 和則	〃 〃 1248番地
〃	藤村 順一	〃 〃 674番地
〃	和田 欣久	〃 〃 1460番地 2
〃	西内 衛	〃 〃 1024番地
〃	南 栄次	〃 〃 1419番地
〃	寺川 賢二	野市町兎田 706番地 1
〃	恒石 謙	〃 〃 152番地 1
〃	小松 裕	〃 〃 513番地
〃	西 功	野市町中山田 326番地
〃	池添孝史郎	野市町新宮 448番地
〃	別役 彰彦	野市町中ノ村 709番地
〃	村上 祐一	香我美町山北1162番地 1
監事	岩神 篤彦	野市町兎田 197番地 2
〃	近森 俊雄	野市町本村 1129番地
〃	西内 章	〃 〃 1502番地
(就任)		
理事	西内 和則	香南市野市町本村 1248番地
〃	公文 正浩	〃 〃 882番地
〃	竹村 彰夫	〃 〃 1121番地
〃	水野 眞一	〃 〃 1291番地 1
〃	南 栄次	〃 〃 1419番地
〃	嶋村 雅彦	〃 〃 1262番地
〃	藤村 稔	〃 〃 732番地
〃	恒石 謙	野市町兎田 152番地 1
〃	小松 裕	〃 〃 513番地
〃	野口 敬	〃 〃 507番地

- 〃 西 功 〃 野市町中山田 326番地
- 〃 池添孝史郎 〃 野市町新宮 448番地
- 〃 黒瀬 隆司 〃 野市町中ノ村 602番地
- 〃 村上 祐一 〃 香我美町山北1162番地 1
- 監事 西村 俊一 〃 野市町兎田 164番地
- 〃 岩田 昌英 〃 野市町中ノ村 646番地13
- 〃 服部 勝 〃 野市町本村 1494番地

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第31号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1須崎市市長部局保育園の項を削り、同表須崎市教育委員会の項中

「

青少年育成センター	所長
-----------	----

」

を

「

青少年育成センター	所長
保育園	園長

」

に改め、同表構原町教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表黒潮町町長部局本庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 町参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 構原町教育委員会事務局の項の改正規定は、平成28年8月1日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度高知家まるごと海外情報発信事業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部まんが・コンテンツ課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年7月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
高知家まるごと海外情報発信事業コンソーシアム 代表構成員 高知さんさんテレビ株式会社 高知市若松町10番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
35,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年7月29日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
平成28年度導入仮想化サーバ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
平成28年7月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
リコーリース株式会社四国支店 香川県高松市東ハゼ町9番地7
- 5 落札金額  
月額 986,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 政令第6条の公告をした日  
平成28年5月17日